

清瀬市障害福祉計画（素案）に対して提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方

平成19年2月15日から3月6日までの間、清瀬市障害福祉計画（素案）に対する意見募集を行った結果、9人の方から26件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する清瀬市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

NO	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>障害計画の策定について（件数4件）</p> <p>(計画策定について) 国や都の指導を文章や数字にするのではなく、市として真に障害者が自立しうる計画の策定を願う。</p> <p>(福祉総合計画との整合性) 今回の障害福祉計画は「障害者自立支援法」への移行に向けての数値目標ということですが、清瀬市福祉総合計画との整合性を考慮して計画して欲しい。</p> <p>(社会全体の理解について) 精神障害者については、福祉計画の前提として社会全体の理解を進めることが必要であり、いろいろな手だてを尽くすことが大事だと思います。</p> <p>(一般就労への移行について) 障害者自立支援法の趣旨から考えて、一般就労の促進を強調する方向が必要である。</p>	<p>本市の計画では、国や東京都の指示だけではなく、計画の中に独自に4つの重点施策を掲げ、障害のある人の自立支援に向け、積極的に取り組んでいくこととしています。</p> <p>本計画は、障害者基本法第9条に基づく障害者計画（清瀬市総合福祉計画）と調和を保たれていることが求められていますので、整合を図っています。</p> <p>啓発・広報活動については、障害者計画（「清瀬市総合福祉計画」）に基づき進めていきます。</p> <p>必ずしもすべての福祉施設利用者が一般就労へ移行できるとは考えていませんが、できる限り一般就労への移行を支援していきます。</p>
2	<p>障害者サービスの利用状況（件数1件）</p> <p>(各種福祉サービスの利用状況表の作成) 各支援事業の利用者数の推移が記載されていますが、単位が不明確です。延べ人数なのか平均利用者数なのかわかりません。</p>	<p>各種福祉サービスの利用状況表について、「単位：人」を追加させていただきます。</p>

<p>3</p>	<p>重点施策について (件数8件)</p> <p>(就労支援システムが必要) 働きたい障害者を支援するシステムが必要なのではないでしょうか。</p> <p>(就労の場の確保) 自治体でも、是非、障害者に出来そうな仕事を考えて、仕事場を提供していただくよう検討して下さい。</p> <p>(就労支援センター) 就労支援センターの委託事業者は、これまで実績のある施設の機能を活用することが有効。公募による決定が望ましい。</p> <p>(相談支援事業の充実) 「相談支援事業の充実」の中で地域自立支援協議会の設置についての記述がありますが、当事者(障害者本人)も参加できるようにしてほしい。</p> <p>(子ども発達支援療育体制の整備) ・(仮称)清瀬子どもの発達支援・交流センターの整備についてのイメージ図(地域の機関と事業の仕組み)の中に、「障害児学童クラブ」を明記してほしい。また、障害児学童クラブの必要性も明記して下さい。 ・イメージ図(地域の機関と事業の仕組み)の中に、「障害児学童クラブ」を追加してほしい。</p> <p>(緊急時のショートステイ利用体系の充実) 重点施策として、緊急時のショートステイ利用体系の充実という趣旨の項目を追加してください。障害者福祉センターにおけるショートステイだけでなく、様々な機関や施設を利用したショートステイネットワークを整備してください。</p>	<p>「清瀬市障害者就労支援センター」の設置を重点施策に位置づけ、障害のある人たちの就労を積極的に支援していきます。</p> <p>働く場の確保につきましては、清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの中で、本市の状況を踏まえた方策を検討していきます。</p> <p>就労支援センターの設置は、本計画における重点施策の1つとして早急かつ確実に取り組む必要があり、市内の実績のある事業者へ委託をしていきます</p> <p>地域自立支援協議会のメンバーはまだ確定していませんが、当事者の意見が反映できるよう配慮します。</p> <p>現在、専門家、関係者及び市民公募委員による「清瀬子どもの発達支援・交流センター整備検討委員会」が設置され、子ども発達支援療育体制の整備についての検討を続けていただいております。このイメージ図は整備検討委員会資料から引用したものです。「障害児学童クラブ」をイメージ図に追加するには、整備検討委員会での検討・確認が必要となります。 なお、「障害児学童クラブ」は、この障害計画の対象となる障害者自立支援法に基づく事業ではありませんので、詳細につきましてはこの計画でなく、「障害者計画(清瀬市総合福祉計画)」の見直しに合わせての検討とさせていただきます。</p> <p>計画書に記載の4つの重点施策は、関係機関・庁内とも調整のうえ、実施が可能と判断したものです。「緊急時のショートステイ」については、次期計画策定に向けての検討課題とさせていただきたいと考えています。</p>
----------	--	--

	<p>(ケアマネジャーの育成・支援)</p> <p>重点施策に「ケアマネジャーの育成・支援」いう趣旨の項目を追加してください。障害者や介護者にとって福祉サービスの内容や情報を個人的に入手するには限界があります。ケアマネジメントにより、さまざまな社会資源やサービスを適切に結びつけ調整を図ることで、利用者が望んでいる生活が実現可能で、このような仕組みを作るためには、ケアマネジャーの育成・支援が必要ではないでしょうか。</p>	<p>ケアマネジャーの育成は、都道府県事業として人材育成等が実施されています。なお、市としましても情報の提供等、必要に応じて支援を行ってまいります。</p>
4	<p>平成 23 年度の数値目標 (件数 3 件)</p> <p>(一般就労への移行目標について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉施設利用者の一般就労への移行」において、平成 23 年度一般就労移行者を 4 人としていますが、その根拠は何でしょうか。 ・福祉施設利用者の一般就労への移行や障害福祉サービスの必要量見込が少ないのではないのでしょうか。本来、障害者自立支援法の趣旨から就労移行支援を目指すべき目標値は高くあるべきと考えます。 <p>(基本理念の達成が大事)</p> <p>数値目標を設定することは大事であるが、数値目標を達成することが目的でなく、基本理念の達成が大切である。</p>	<p>福祉施設利用者の一般就労への移行については、17 年度の実績者数及び東京都の基本的な考え方を踏まえ設定しています。また、施設・事業者の新体系サービスの移行が進まない中で、中長期的なサービス量を見込むことは非常に困難な状況ですが、国のワークシートを活用し、東京都との調整のうえ、見込量を算出しています。</p> <p>数値目標を設定することが義務づけられていますが、数値目標の達成のみを目指しているわけではなく、障害者計画（「清瀬市総合福祉計画」）に掲げている基本理念の具現化を目指します。</p>
5	<p>サービス体系 (件数 1 件)</p> <p>(発達障害へのサービス提供)</p> <p>発達障害の人たちも、自立支援法のサービスを受けられるように配慮してください。</p>	<p>障害者自立支援法には、特に発達障害者のみを対象とした事業はありませんが、国会での附帯決議で「発達障害」にも触れられており、今後の法律の見直しに合わせて対応していきます。</p>
6	<p>障害者福祉サービス必要量の見込み (件数 5 件)</p> <p>(各種サービス必要量の見込み根拠)</p> <p>各種サービスの推計値について、3 章にある「障害福祉サービス利用状況」に記載されている過去の実績との関連性が判りません。就労継続支援サービス見込み量の推計根拠は何でしょうか。</p>	<p>施設・事業者の新体系サービスの移行が進まない中で、中長期的なサービス量を見込むことは非常に困難な状況ですが、国のワークシートを活用し、東京都と調整のうえ、見込量の算出に努めています。</p>

	<p>(就労移行支援の見込量) 障害者自立支援法が目指す観点から「就労移行支援」の見込量が少ないのではないのでしょうか。またグループホーム・ケアホームの見込量についても同様です。</p> <p>(日中の活動の場の確保) 三障害一元化の趣旨に基づき、身体障害者や知的障害者施設を精神障害者の日中活動の場として活用してはどうか。</p> <p>(訪問系サービスについて) 精神障害者の訪問系サービスについては、対応が難しいケースもある。</p> <p>(入所施設について) 短期または中長期の入所施設（重度の知的障害者）開設の数値目標を盛り込んでください。</p>	<p>現段階では、「就労移行支援」を行う予定の事業者が少ない状況となっています。新しい事業体系への移行が円滑に進むように、各施設・事業者の状況の把握に努め、必要な情報の提供や支援を進めていきます。</p> <p>それぞれの施設には今まで地域で培ってきた様々な取り組みがあります。新サービスへの移行にあたっては、施設の状況を踏まえた支援を行えるよう検討します。</p> <p>対応困難事例については、「地域自立支援協議会」での対応も想定しています。</p> <p>東京都は「「地域生活支援型入所施設」の新たな整備は、都内の未設置地域において、専門的支援の必要性や緊急性が高い最重度・重症者を受け入れるなど、真に必要な場合に限り認めていく必要がある」としており、本市においても今後、検討を進めていきますが、現段階では、具体的な見通し（設置予定）はなく、数値目標を盛り込む段階には至っていません。</p>
7	<p>地域生活支援事業（件数1件）</p> <p>(日常生活用具について) 障害者自立支援法の理念実現に不可欠なのが、視覚障害者の情報取得支援です。日常生活用具に指定されている品目が、市町村の裁量になり減っていました。日常生活用具の指定品目をニーズや時代の進歩にあわせてほしい。</p>	<p>本市では指定品目を減らしていません。また、指定品目の内容については随時、調査・確認を行い、真に必要な品目が対象となるよう検討していきます。</p>
8	<p>計画の円滑な推進に向けて（件数1件）</p> <p>(支給決定について) 支給決定後の状況の変化に応じて、内容の変更ができるように。</p>	<p>一人ひとりの状況に合わせ、個別に対応します。</p>

9	<p>その他 (件数2件)</p> <p>(清瀬東高校跡地の活用) 清瀬東高校の跡地をフリーサロンとして活用したらよいかと思います。また、視聴覚室をリハビリに活用できますし、障害者が感じている悩み等を話しえる場として考えたらと思っています。</p> <p>(計画全体について) 数値目標を上限として事業の展開や行政の対応が制限されることのないようにしてほしい。</p>	<p>清瀬東高校跡地の活用については未定で、今後の検討課題です。ただし、サロンの集まりの場所は、清瀬市障害者福祉センター内に、19年度新規事業として設置する予定です。</p> <p>数値目標を上限として、必要な事業量等を制限することはありません。</p>
---	---	---